

# 入札公告（説明書）

令和7年6月6日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 梅木 秀郎

次のとおり条件付一般競争入札方式による調達案件について公告します。

なお、本調達案件については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下、「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本調達案件に参加する者は、共通入札公告2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	東北中央自動車道 天童南スマートＩＣ他3ＩＣ EＴC設備工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』または『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 東北支社長 梅木 秀郎
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 東北支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 J R 仙台イーストゲートビル12階 (電話) 022-395-7641 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本調達案件においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：本書2-18.に示すとおり
1-12	参考積算条件書の掲載	掲載の有無：本書2-19.に示すとおり

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年6月30日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>          入札公告の日から令和7年6月30日 16時00分まで          ※共通入札公告2-3.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>          入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。          なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年7月17日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

		本調達案件においては非該当
2-6	技術提案書の提出期限	
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本調達案件においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本調達案件においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本調達案件においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和7年6月30日 16時00分</p> <p><b>【提出方法】</b> 電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。提出部数は1部とする。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年7月22日から令和7年8月6日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和7年8月26日 16時00分</p> <p><b>【提出方法】</b> 本書2-10.に示す参考見積書の提出方法と同じ</p>

		<p><b>【提出期限】</b>          令和7年9月10日 16時00分          ※共通入札公告2-4.に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。  <u>なお、入札時に提出する工事費内訳書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</u> </p> <p><b>【提出方法】</b>          入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p><b>【提出書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札書</li> <li>(2) 工事費内訳書（※Microsoft Excelにより提出すること。）</li> <li>(3) 総合評定値通知書（経審）の写し</li> </ul>
2-14	開札日時	令和7年9月12日 11時00分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日から令和7年8月27日 16時00分まで</p> <p><b>【受付場所】</b> 本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p><b>【受付方法】</b> 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p><b>【質問内容の記載上の留意点】</b> 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本調達案件においては非該当

		本調達案件においては非該当
2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	

【ご案内】NEXCO東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

東北支社においては、令和5年4月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたしました。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（ICカードをお持ちの場合は即日登録完了。ICカード未保有の場合はカード準備のため1か月程度で登録完了。）

詳細は、NEXCO東日本のHPに掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。  
[https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction\\_info/outline.pdf](https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf)

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		東北中央自動車道 天童南スマートIC他3IC ETC設備工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績II型)	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	有		
	入札ボンド	対象外		
	履行ボンド	対象		
	JV募集対象	対象外		
審査時期		事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和4・5年度の工事種別(交通情報設備工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	交通情報設備工事	
		等級区分又は競争参加資格の区分	無。単体の競争参加のみとし混合は認めない。	
	企業に求める施工実績	対象となる施工実績	平成22年4月1日以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績	
		同種工事	ETC設備(有料道路におけるノンストップ自動料金支払システム)について、以下①から③に示す全てを実施した工事①機器の納入②機器の設置③試験調整  ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
		同種工事(緩和)	※本調達案件においては非該当	
	企業に求める納入実績等	対象となる納入実績等	下記①及び②の条件を満たすこと。 ①平成22年4月1日以降に、元請として完成及び引渡しが完了した工事において同種機器の納入実績又は本工事において設置するETC設備の製造予定業者が同種機器の納入実績を有すること。	
		同種機器	ETC設備(有料道路におけるノンストップ自動料金支払システム)	
		支援体制	②本工事において設置する同種機器について、機器の故障、システムの機能障害時に、NEXCO 東日本からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。	
本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 東北中央自動車道 天童南スマートIC諸設備詳細設計	受注者名) アルファシステムズ株式会社	
		業務名) -	受注者名) -	
	施工管理業務の受注者	業務名) -	受注者名) -	
		業務名) -	受注者名) -	
その他		-		
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事その1 - 対象となる後発工事その2 -	

技術者資格・経験に関する契約履行要件等一覧表

配置基準		
配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	同種工事	<p>本調達案件の仕様書に定める時期において、次に掲げる基準を満たす技術者を、配置できること。</p> <p>①主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：電気通信工事業</p> <p>なお、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いざれかの者が、平成22年4月1日以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。</p> <p>ETC設備(有料道路におけるノンストップ自動料金支払システム)について、機器の設置及び試験調整を実施した工事</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいざれかを有している者でなければならない。</p>
契約履行要件(契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	資格要件	※本調達案件においては非該当
その他		-

## 技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型II型			技術評価点(満点)		10点																																																																																							
評価項目		評価基準																																																																																										
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 (同種工事実績の工事成績評定点×係数-70) × 係数 a</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てるとする)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係数 a の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>同種工事の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1.000</td> <td>0.500</td> <td>0.250</td> <td>0.000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.500</td> <td>0.250</td> <td>0.120</td> <td>5.000</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td></td> <td>0.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係数 b の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 同種工事の受渡しが令和6年4月1日以後のNEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.954</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 同種工事の受渡しが平成30年7月1日から令和6年3月31までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.936</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 同種工事の受渡しが平成27年4月1日から平成30年6月30までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.954</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ NEXCO中日本以外の発注機関工事成績評定点の場合</td> <td></td> <td>1.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 同種工事の受渡しが平成27年3月31日以前の工事成績評定点の場合</td> <td></td> <td>0.000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目	評価点= 配点 (同種工事実績の工事成績評定点×係数-70) × 係数 a	20					(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てるとする)						係数 a の設定は下記のとおり							同種工事の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種工事の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合			① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.000	0.500	0.250	0.000		② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.500	0.250	0.120	5.000	-	③ 上記に該当しない		0.000				係数 b の設定は下記のとおり						① 同種工事の受渡しが令和6年4月1日以後のNEXCO中日本の工事成績評定点の場合		0.954				② 同種工事の受渡しが平成30年7月1日から令和6年3月31までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合		0.936				③ 同種工事の受渡しが平成27年4月1日から平成30年6月30までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合		0.954				④ NEXCO中日本以外の発注機関工事成績評定点の場合		1.000				⑤ 同種工事の受渡しが平成27年3月31日以前の工事成績評定点の場合		0.000									
評価基準			評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																							
評価点= 配点 (同種工事実績の工事成績評定点×係数-70) × 係数 a	20																																																																																											
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てるとする)																																																																																												
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																												
	同種工事の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種工事の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																																																																																									
① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.000	0.500	0.250	0.000																																																																																								
② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.500	0.250	0.120	5.000	-																																																																																							
③ 上記に該当しない		0.000																																																																																										
係数 b の設定は下記のとおり																																																																																												
① 同種工事の受渡しが令和6年4月1日以後のNEXCO中日本の工事成績評定点の場合		0.954																																																																																										
② 同種工事の受渡しが平成30年7月1日から令和6年3月31までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合		0.936																																																																																										
③ 同種工事の受渡しが平成27年4月1日から平成30年6月30までのNEXCO中日本の工事成績評定点の場合		0.954																																																																																										
④ NEXCO中日本以外の発注機関工事成績評定点の場合		1.000																																																																																										
⑤ 同種工事の受渡しが平成27年3月31日以前の工事成績評定点の場合		0.000																																																																																										
		◇留意事項																																																																																										
		<p>① (同種工事実績の工事の成績評定点×係数 b)が90点以上の場合、(同種工事実績の工事の成績評定点×係数 b)を90点として評価する。</p> <p>② (同種工事実績の工事の成績評定点×係数 b)が70点以下の場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。</p> <p>③ 公的機関とは、国、地方公共団体、及び、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人とする。</p>																																																																																										
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 左記の(1)から3)のマツリトシステムのうち2つ以上を取得している</td> <td></td> <td>1.000点</td> <td rowspan="3">1.000点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② 左記の(1)から3)のマツリトシステムのうち1つを取得している</td> <td></td> <td>0.500点</td> </tr> <tr> <td>③ 左記の(1)から3)のマツリトシステムを取得していない</td> <td></td> <td>0.000点</td> </tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	① 左記の(1)から3)のマツリトシステムのうち2つ以上を取得している		1.000点	1.000点	-	② 左記の(1)から3)のマツリトシステムのうち1つを取得している		0.500点	③ 左記の(1)から3)のマツリトシステムを取得していない		0.000点																																																																						
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																								
① 左記の(1)から3)のマツリトシステムのうち2つ以上を取得している		1.000点	1.000点	-																																																																																								
② 左記の(1)から3)のマツリトシステムのうち1つを取得している		0.500点																																																																																										
③ 左記の(1)から3)のマツリトシステムを取得していない		0.000点																																																																																										
		◇留意事項																																																																																										
		<p>① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマツリトシステムの対象部署であって、かつ取得しているマツリトシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</p> <p>② 取得しているマツリトシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合は、評価しない。</p> <p>③ 上表③においてCOHMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</p>																																																																																										
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> <tr> <td>表彰対象</td> <td>表彰時期</td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td> <td></td> <td>2.000点</td> <td>1.000点</td> <td>0.500点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の事務所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰又は支社による功労表彰(工事種別を問わない)の実績</td> <td></td> <td>1.000点</td> <td>0.500点</td> <td>0.250点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td></td> <td></td> <td>0.000点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	表彰対象	表彰時期	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		2.000点	1.000点	0.500点	② NEXCO東日本の事務所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰又は支社による功労表彰(工事種別を問わない)の実績		1.000点	0.500点	0.250点	③ 上記に該当しない			0.000点																																																														
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																								
表彰対象	表彰時期	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	表彰日が平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																																																																																								
① NEXCO東日本の社長表彰(工事種別を問わない)又は支社による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		2.000点	1.000点	0.500点																																																																																								
② NEXCO東日本の事務所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰又は支社による功労表彰(工事種別を問わない)の実績		1.000点	0.500点	0.250点																																																																																								
③ 上記に該当しない			0.000点																																																																																									
		◇留意事項																																																																																										
		<p>① 同一工事種別とは、発注予定工事と競争参加資格における工事種別が同一であることをいう。なお、発注予定工事の工事種別が「土木工事」又は「土木補修工事」の場合は、評価対象とする表彰実績の工事種別は「土木工事」及び「土木補修工事」とする。</p> <p>② 表彰実績1件に対するのみ評価する。複数の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。</p> <p>④ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。</p> <p>⑤ 優秀工事等の表彰とは、各社が規定する「優秀工事等表彰」「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト縮減優秀工事、工程管理優秀工事、又は優良工事」等としての表彰であること。</p> <p>⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社による功労表彰には感謝状を含む。</p>																																																																																										
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)である場合</td> <td></td> <td>1.000点</td> <td rowspan="4">1.000点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本への令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の災害協力実績である場合(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)</td> <td></td> <td>0.500点</td> </tr> <tr> <td>③ NEXCO東日本への平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の災害協力実績である場合(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)</td> <td></td> <td>0.250点</td> </tr> <tr> <td>④ 上記に該当しない又は災害協力実績がない</td> <td></td> <td>0.000点</td> </tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)である場合		1.000点	1.000点	-	② NEXCO東日本への令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の災害協力実績である場合(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)		0.500点	③ NEXCO東日本への平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の災害協力実績である場合(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)		0.250点	④ 上記に該当しない又は災害協力実績がない		0.000点																																																																			
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																								
① NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)である場合		1.000点	1.000点	-																																																																																								
② NEXCO東日本への令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の災害協力実績である場合(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)		0.500点																																																																																										
③ NEXCO東日本への平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の災害協力実績である場合(受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない)		0.250点																																																																																										
④ 上記に該当しない又は災害協力実績がない		0.000点																																																																																										
		◇留意事項																																																																																										
		<p>① 緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式「工事・調査等」又は災害復旧方式「簡易型」 「物品・役務」に基づき契約したものをいう。</p> <p>② 災害時の協力実績は1件に対してのみ評価する。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。</p> <p>③ NEXCO東日本への災害協力実績がある場合は、工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し(依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など)を添付すること。なお、添付されていない場合は「0点」で評価する。</p> <p>④ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。</p> <p>⑤ NEXCO東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。</p>																																																																																										
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)</td> <td>① 左記の(1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している</td> <td>1.000点</td> <td rowspan="3">1.000点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準)/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)</td> <td>② 左記の(1)から3)の認定のうち1つを取得している</td> <td>0.500点</td> </tr> <tr> <td>③ 貢少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況</td> <td>③ 左記の(1)から3)の認定を取得していない</td> <td>0.000点</td> </tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)	① 左記の(1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している	1.000点	1.000点	-	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準)/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	② 左記の(1)から3)の認定のうち1つを取得している	0.500点	③ 貢少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況	③ 左記の(1)から3)の認定を取得していない	0.000点																																																																						
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																																																																								
① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業(1段階目/3段階目)・プラチナえるぼし認定企業)	① 左記の(1)から3)の認定のうち2つ以上を取得している	1.000点	1.000点	-																																																																																								
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準)/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	② 左記の(1)から3)の認定のうち1つを取得している	0.500点																																																																																										
③ 貢少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の取得状況	③ 左記の(1)から3)の認定を取得していない	0.000点																																																																																										
		◇留意事項																																																																																										
		<p>①同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。</p>																																																																																										